

**福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業
(脱炭素×復興まちづくり推進事業) 補助金交付規程**

(通則)

第1条 「福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業(脱炭素×復興まちづくり推進事業)補助金」(以下、「補助金」という。)の交付については、予算の範囲内で交付するものとし、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。)、その他法令(以下「法令」という。)及び福島県補助金等に交付等に関する規則(昭和45年福島県規則第107号。)の定めによるほか、この規程に定めるところによる。

(目的)

第2条 この規程は、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(脱炭素×復興まちづくり推進事業)交付要綱(令和7年4月1日環循事発第25040128号。)第2条に掲げる事業の実施に関して、脱炭素×復興まちづくり推進事業実施要領(令和7年4月1日環循事発第25040128号。)の定めに従って、福島県知事(以下、「知事」という。)が行う補助金の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第3条 補助対象事業は、福島県内の市町村が策定又は策定予定の再生可能エネルギー導入及び利用促進に関する目標と取組を定めた構想や計画(以下「構想等」という。)に沿った次に掲げる事業とする。

一 計画策定事業

構想等に基づき、設備導入事業を実施するための自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備に係る設備等導入の事業実施計画(以下「本計画」という。)の策定を行う事業。

二 設備導入事業

本計画又は構想等に基づき、自家消費型再生可能エネルギー発電設備、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備、水素エネルギー供給設備に係る設備等の導入を行う事業。

2 補助事業の実施に要する補助対象経費は別表第1のとおりとし、交付額は別表第1第5欄に掲げる方法により算出するものを予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第4条 申請者は、様式第1による交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業に係る補助金の交付を申請できる者(以下「申請者」という。)は、それぞれ次に掲げる者とする。

一 福島県内の市町村

二 福島県内の事業者等

3 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないも

のについては、この限りでない。

- 4 前条第1項各号の事業を2者以上の事業者が共同で事業を実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を交付の対象者とする。なお、代表者は、各号の事業を自ら行い、かつ、当該事業により財産を取得する場合にはその財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。
- 5 次の各号に掲げる要件のすべてを満たすこと。
 - 一 政治活動及び宗教活動を事業目的とする者でないこと。
 - 二 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
 - 三 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産等により入札参加資格の無い者、契約の不履行や入札等で不正行為を行った者など）でないこと。
 - 四 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - 五 他の法令及び予算に基づく補助金等（適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう。）の交付を受けて行われる事業でないこと。
 - 六 事業の有効性を明確とするための具体的な目標や指標が設定されているとともに、脱炭素を実現する等の先進性やモデル性と優れた費用対効果を有していること。
 - 七 申請者が福島県内の市町村である場合は、第3条第1項の構想等に基づき申請をすること。
 - 八 申請者が福島県内の事業者等の場合は、当該事業者が所在する市町村の構想等に合致していることを市町村から確認を得たうえで申請すること。
 - 九 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。
 - 十 申請事業は、電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
 - 十一 申請事業は、小売電気事業者等への売電を行わないものであること。
 - 十二 補助金の交付申請を行った年度の2月末までに発電設備等の設置、費用の支払いが完了する事業であること。
 - 十三 事業の実施、導入後の運営管理が確実にできる事業であること。
 - 十四 申請者によって、発電事業が継続的に実施される事業であること。
 - 十五 県の求めに応じて、発電設備等の運営や運転、発電量、自家消費の状況、施設全体の電使用量等について報告すること。
 - 十六 関係法令等に違反していないこと。

(変更交付申請)

- 第5条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を知事に提出しなければならない。
- 2 前条第3項の規定は、前項の変更申請を行う場合において準用する。

(交付の決定の通知)

- 第6条 知事は、第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めた

ときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。この場合において、知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

2 知事は、前項の決定に関して必要な条件を付すことができる。

3 知事は、第4条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結し、補助事業の実施体制を知事に報告しなければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付きなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続きによるものとする。

ア 別表第2第一覧の区分に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を知事に提出して、その指示を受けなければならない。

六 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を知事に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により知事に報告しなければならない。

八 補助事業の経費については、他の経理と明確に区分して経理し、帳簿及び証拠書類の管理については、次に掲げる方法によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした様式第10による補助金調書を作成し、当該予算及び決算について証拠書類を整備し、かつ、当該補助金調書及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合はその承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日。）の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

- 九 知事は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対し、その補助事業の経理について調査させ報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに知事に報告しなければならない（ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、その限りでない）。
- 十一 知事は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十三 補助事業者は、取得財産等のうち、補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他知事が定める財産については、様式第12による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に「福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業（脱炭素×復興まちづくり推進事業）補助金」により取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまで知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下、「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十四 補助事業者は、財産処分制限期間内において、当該財産処分を行おうとするときは、様式第13による財産処分承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。
- 十五 補助事業者は、取得財産の処分により収入が生じたときは、知事の請求に応じ、その収入の全部又は一部を納付しなければならない。
- 十六 補助事業者は、本条第十三号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。
- 十七 知事は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、補助金の全部又は一部に相当する金額を補助事業者に納付させることができる。
- 十八 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には様式第18による定期報告書にその理由を付記して報告しなければならない。
- 十九 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、福島県又は環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。
- 2 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得

ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 知事が第11条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が知事に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、知事は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が知事に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 知事は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 知事は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、知事が行う弁済の効力は、知事が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

（申請の取下げ）

第8条 申請者は、第6条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に知事に書面をもって申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第9条 知事は、第7条第1項第六号の規定及び次項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令、本規程、公募要領（以下「法令等」という。）、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 知事は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又はその職員に補助事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業を完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第14による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。なお、第7条第1項第十三号に定める様式第12による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

2 補助事業者が第7条第1項第五号に規定する遅延報告書の承認を得たときは、翌年度の4月10日までに様

式第15による年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、本条第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第3項ただし書（第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

- 第11条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第16による交付額確定通知書により補助事業者へ通知するものとする。
- 2 知事は、補助事業者へ交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、補助事業者が地方公共団体であつて、当該補助金の返還のための予算措置につき議会の議決を必要とする場合で、かつ、20日以内の期限により難い場合には、額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とすることができる。
- 4 知事は、前項の返還期限内に返還を命じた額の納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の支払い）

- 第12条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後には支払うものとする。ただし、真に必要なと認める場合においては、福島県との協議を経て概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第17による精算（概算）払請求書を知事に提出しなければならない。

（補助事業完了後の報告義務）

- 第13条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、計画に基づく事業の進捗状況や二酸化炭素削減効果等について、様式第18による定期報告書を知事が指示する期日までに提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果について、様式第18による定期報告書を知事が指示する期日までに提出しなければならない。
- 2 知事は補助事業者に対し、前項の報告のほか、必要に応じて対象設備の運用等に関する情報を求めることができる。
- 3 知事は、本条第1項の定期報告の内容を、県の再生可能エネルギーの導入促進を図る目的において、補助事業者の了解を受けたうえで公表することができる。

（交付決定の取消し等）

- 第14条 知事は、第7条第1項第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止、又は廃止の申請があつた場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。
 - 一 補助事業者が、法令等又は法令等に基づく知事の処分若しくは指示に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合。ただし、補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 知事は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 知事は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第11条第3項（ただし書を除く。）を準用する。

（情報管理及び秘密保持）

第15条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業完了後（廃止の承認を受けた場合も含む。）も有効とする。

（暴力団排除に関する誓約）

第16条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第17条 補助事業者は、交付規程又は公募要領（以下「交付規程等」という。）に疑義が生じたとき、交付規程等により難い事由が生じたとき、あるいは交付規程等に記載のない細部については、知事に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年5月12日から施行する。

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、意義は一切申し立てません。

記

- (1) 団体が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員という。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(別表第1)

1 補助事業の区分	2 補助事業の内容	3 補助対象経費	4 基準額	5 交付額の算定方法
福島県自家消費型再生可能エネルギー導入支援事業 (脱炭素×復興まちづくり推進事業)	計画策定事業 (自家消費型再生可能エネルギー発電設備(※1)、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備(※2)、水素エネルギー供給設備(※3)の導入のために必要な調査・設計、検討、計画策定を行う事業)	事業を行うために必要な人件費、業務費(給与、社会保険料、諸謝金、光熱水料、会議費、旅費、印刷製本費、通信運搬費、手数料、委託料、使用料及び賃借料及び消耗品費)及び工事費のうち、測量及試験費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費(補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	福島県が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、三分の二を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1,000万円を超えた場合は、1,000万円を交付額とする。
	設備導入事業 (自家消費型再生可能エネルギー発電設備(※1)、自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備(※2)、水素エネルギー供給設備(※3)の設備等導入を行う事業)	事業を行うために必要な工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費)、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で知事が承認した経費(補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	福島県が必要と認められた額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第3欄に掲げる補助対象経費と第4欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ 避難解除区域内で実施される事業については、アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に四分之三(ただし太陽光は三分の二、ガスコージェネレーションシステムについては二分の一、需要側で再生可能エネルギー等の使用に際して必要となる設備(熱交換器、ヒートポンプ等)、設備を運転制御するために必要な通信、制御機器設備については三分の二)を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合

¹ 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村、大熊町、双葉町

			<p>には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億円を超えた場合は、1億円を交付額とする。</p> <p>エ ウ 以外の福島県内の市町村内で実施される事業については、アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に三分の二（ただし太陽光は二分の一、ガスコージェネレーションシステムについては三分の一）を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額が1億円を超えた場合は、1億円を交付額とする。</p>
--	--	--	---

- ※1 本事業における「自家消費型再生可能エネルギー発電設備」とは、自家消費を目的として、対象設備において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、その他原油、石油ガス、可燃性天然ガス及びこれらから製造される製品以外のエネルギー源のうち、電気のエネルギー源として、持続的に利用することができるものと認められるもの等を電気に変換する設備を指す。
- ※2 本事業における「自家消費型再生可能エネルギー熱利用設備」とは、自家消費を目的として、対象施設において平時に消費するエネルギー量にあわせて、太陽熱、バイオマス熱、その他温度差エネルギー利用（地下水熱、下水熱、河川熱、地中熱、雪氷熱等）を利用する設備を指す。
- ※3 本事業における「水素エネルギー供給設備」とは、実質的に再生可能エネルギー由来の電気で水を分解して水素を製造、貯蔵し、それを燃料として燃料電池で電気と熱（温水を含み、システム内利用も可。）を供給する設備を指す。

(別表第2)

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費	<p>事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>本工事に直接必要な労務者に対する給与等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。</p> <p>事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））</p> <p>次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用</p>

		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当等（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の合計額の範囲内とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 616 502 712">号</th> <th data-bbox="502 616 1152 712">区 分</th> <th data-bbox="1152 616 1364 712">率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 712 502 801">1</td> <td data-bbox="502 712 1152 801">5,000 万円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1152 712 1364 801">6. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 801 502 891">2</td> <td data-bbox="502 801 1152 891">5,000 万円を超え1 億円以下の金額に対して</td> <td data-bbox="1152 801 1364 891">5. 5%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 891 502 981">3</td> <td data-bbox="502 891 1152 981">1 億円を超える金額に対して</td> <td data-bbox="1152 891 1364 981">4. 5%</td> </tr> </tbody> </table>				号	区 分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%	2	5,000 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5%	3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%
号	区 分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6. 5%													
2	5,000 万円を超え1 億円以下の金額に対して	5. 5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4. 5%													

(別表第3)

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内 容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金 報酬・給料・ 職員手当等		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続のために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。